

議案第32号

志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例

志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年志摩
市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め
る。

第14条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第18条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計
年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の
規定による勤勉手当の支給について準用する。

第25条第1項前段中「条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に
次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第25条の2 給与条例第18条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。